

### 第3回北海道環境審議会後の委員の御意見一覧

#### 1 道基準の基本的な考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
i	<p>既に第3回環境審議会で発言した通り。</p> <p>①提案内容では、何が「道」の「基本方針」なのか、よくわからない。提案内容は、改正温対法・環境省令・環境省マニュアル・環境省ハンドブックにおけるもの（改正温対法の趣旨（都道府県基準設定の理由））を、ほぼ繰り返しているのみである。これは、本来の「道の基本的な考え方」を明示するという趣旨にそぐわないように思う。本来、「道基準の基本的な考え方」とは、道基準の設定における基礎であるはずで、道基準の具体的な設定において、何を重視/優先するのか、それがわかるはずのもの。しかし、提案内容では、それが全くわからない。</p> <p>②審議会の参考資料で出された長野県の案を参考にして、真の意味での「道」の基本的考え方を示すべき。</p> <p>③北海道には、他の都道府県と比べても改正温対法の脱炭素地域設定の文脈において、さまざまに考慮すべき特徴があるはず。たとえば、世界遺産の存在、ラムサール登録湿地の多さ、原生自然の多さ、エコツーリズムの重視、一次産業（農業・漁業・林業）の重要性、など。長野県の案のように、以上のような道の特徴を踏まえつつ、脱炭素事業は道全体としていかなるものであるべきか、そのビジョンが見えるものとするべき。</p> <p>④上記③から、たとえば、少なくとも下記のことは明示すべき。</p> <p>1) 世界遺産および国内で有数のラムサール条約湿地があることを踏まえ、これら国際的に保護されるべきとされている保全地域の自然環境・生態系には、特別に配慮する。</p> <p>2) 北海道は第一次産業（農業・漁業・林業）が主要な産業であることを踏まえ、将来も含むその健全な発展に配慮する。</p> <p>3) 将来世代の利益を考慮し、中・長期的な観点から健全かつ予防的な配慮を重視する。</p> <p>⑤他の都道府県の案が参考になるはず。然るべきルートで他の都道府県の案を入手され、それを参考にされてはどうか。また、入手されたものは、審議会委員に情報提供をお願いしたい。この点についても、既に第3回環境審議会でお済み。</p> <p>理由) 上記のとおり</p>	児矢野委員
ii	<p>○ 再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえる</p> <p>促進区に限らないが、北海道が再エネをどう活用したいのかがよくわからない。環境保全と再エネの両立をはかるためには、道民の賛同を得るためにも、北海道がこれから再エネをどのように利用していくのか（いきたいのか）を具体的に示し、それに基づく戦略的な事業配置計画をつくる必要があると思う。再エネ促進区は、それを達成するための手段のひとつとしてとらえるべきではないか。</p> <p>理由) （記載なし）</p>	白木委員

## 1 道基準の基本的な考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
iii	<p>促進区域の設定に関する環境省令で示されている考え方と、北海道の考え方を、端的に比較することができるよう、対照表の形で整理していただけると有難いです。</p> <p>省令と異なる部分については、理由もお示しいただけると幸いです。</p> <p>理由）現状では、国の考え方と道の考え方の相違点およびその理由が不明確なため。</p>	鈴木委員
iv	<p>冒頭部分で道としての考え方を示す大事な部分なので、わかりやすく、キャッチー的な表現も含めた工夫も必要と考えます。</p> <p>○地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保</p> <p>理由）地域の実情（実状）に応じた適正な環境保全に配慮した基準（自然的社会的条件とはなにかを説明を求められるのでは？ 包括的な表現にしては如何か） ややわかりづらい表現のように思えます。道と地方公共団体（市町村）実行計画との整合？</p> <p>○道の地方公共団体実行計画との整合</p> <p>理由）北海道の実行計画とも整合がとれた基準潜在的な利用可能性の表現がややわかりづらい。</p> <p>○再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえる</p> <p>理由）再エネのポテンシャルの活用（引き出せる）を踏まえた基準</p> <p>○客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を設定</p> <p>理由）知見だけの表現では不十分と思います。客観的かつ科学的な知見やデータに基づいた基準</p>	高橋委員
v	<p>現状は、きわめて曖昧な表現に留まっている。長野県の事例をよく吟味し、北海道の自然・社会環境の保全と再エネ促進が両立できるように、具体的な基本的考え方を示すべき。以下、提案する。</p> <p>① 北海道は自然環境に優れ、生物多様性の高い地域が広く存在する。これらを保護・保全できる範囲で再エネ促進を図る。 → 自然環境や生物多様性の高い場所を再エネ促進区域から除外する。</p> <p>② 農業・林業・水産業は、北海道の基幹産業であり、これらの生産性が高い地域を保全する。 → 農林水産業の重要地域は、再エネ促進区域から除外する。</p> <p>③ 北海道の自然景観・資源（山、森、川、海、湖沼、湿地、温泉など）は、もう一つの北海道の基幹産業である「観光」にとってきわめて重要である。 → 自然景観・資源の豊かな地域は、再エネ促進区域から除外する。</p> <p>④ 自然災害の恐れのある地域の保全と自然環境を活かした防災（Eco-DRR）の推進 → 胆振東部地震では44km<sup>2</sup>に及ぶ面積で崩壊が発生した。これは記録に残るなかで日本最大の崩壊面積である。今後の気候変動も考慮すると、災害危険地域を再エネ促進区域から除外し、自然環境を活かした防災・減災を進める。</p>	中村会長

## 1 道基準の基本的な考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>⑤ 先住民族であるアイヌ民族が維持してきた自然景観、資源を保全する。 → アイヌ民族の歴史的文化遺産や資源が残る地域を再エネ促進区域から除外する。 理由）（記載なし）</p>	
vi	<p>「4」のスライドに道としての基本的な考えが書かれていますが、審議会での意見にもあったように、抽象的で当然のことしか書かれていないため、基本方針をみても「何を基準に合意形成を進めたいのか」が見えづらくなっていると思います。この文言を全面的に変えた方がいいかどうかは迷うところですが、たとえば自然環境に配慮しつつ自然エネルギーを増産するために、以下の観点からの配慮を行うことを基本方針とする。</p> <p>1) 「資源としての自然」の観点 → 水産資源・農産物に影響を与えないため、〇〇の場所は除外する。</p> <p>2) 「未来に残すべき自然」の観点 → 日本の誇るべき自然を残すため、〇〇の場所は除外する。</p> <p>3) 「触れ合いの場としての自然」の観点 → 人が自然と触れ合いつつその価値を学ぶために、〇〇の場所は除外する。</p> <p>4) 「災害防止のための保全」の観点 → 建設による災害防止と安全管理の観点から、〇〇の場所は除外する。</p> <p>というような書き方で、「1）については…の場合は…のような配慮ができない場合は除外する」というように各論を作れば、市町村における合意形成のための論点が明確になると思います（長野県のスライド「2」に近いかと思います）。</p> <p>理由）そもそもこの文章は誰を対象にして作成しているのかが不明瞭だと思います。市町村の行政担当者向けのものであれば、このような法的根拠などを羅列的に述べ、事例などで補足する形でいいかもしれませんが、実際には市町村で有識者会議などを開催して合意形成を得るという手続きが必要ということでしたので、市町村での合意形成を得るためにも趣旨や方針がわかりやすいものになっている必要があると思います。</p> <p>今の原案では、除外すべき場所などはわかりますが除外とする理由は分かりづらいですし、考慮すべき場所の場合は「何のために考慮が求められるのか」がはっきりしていないと思います。また、このような書き方ができれば子どもでも理解できると考えられますので、教育の場でもとりあげてもらうことが可能になりますし、市町村での議論や判断の際にも観点がわかりやすくなります。今の世代にも未来を作る若い世代にも意見をもらいやすくし、本当の意味での住民参加の合意形成に近づけるために書き振りを工夫すべきだと思います。</p>	能條委員
vii	<p>1) 【強い提案】北海道の特性を踏まえた基本的な考え方を示すことが良い。具体的には、一部改正(素案)の基本的理念の○毎に沿った「道基準の基本的な考え</p>	山中委員

## 1 道基準の基本的な考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>方]を示す方が良い。</p> <p>2) 特に「全ての関係者の主体的かつ積極的な参画及び密接な連携の下に取組が進められること。」に沿った「道基準の基本的な考え方」を示すべきである。この「促進区域の設定」が住民等の関係者との協議を重視している点を明確にする必要がある。</p> <p>3) 「環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現」に沿った「道基準の基本的な考え方」を示す方が良い。</p> <p>理由) 以下の「・」は、意見および提案に1対1対応はしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の同案は、行政として必要最低限の踏まえるべきことが書かれているが、「北海道地球温暖化防止対策条例及び北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部改正（素案）」の基本的理念や道の責務に基づく、「道基準の基本的な考え方」を示すべきである。【これらの間での整合性・一体性をはかる必要性】</li> <li>・ この「道基準の基本的な考え方」では、2.以下で多様な解釈が生じた際に、どの解釈を優先すべきかという「拠り所」になるため、2.以下で詳細が記述されるものでも書かれた方が良い。【基本的考え方所以の必然性】</li> <li>・ 北海道外の企業が多数の設置を行っており、住民からの不安や反対運動等が起こっている。この「促進区域の設定」が、そのような状況を理解して定められることを明らかにする必要がある。【地域と調和した事業の視点】</li> <li>・ 参考資料3の長野県の事例3頁では、行政として必要性提言の踏まえるべきとは異なった視点である、長野県の特性を踏まえた基本的な考え方が示されている。</li> <li>・ 参考資料3の長野県の事例の6頁では「地域の経済及び社会の持続的発展」という観点が明示されている。</li> </ul>	
viii	<p>・都道府県基準は「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第五条の四第1項の一）」「地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるもの（同項の二）」「再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること（同項の三）」「客観的かつ科学的な知見に基づくものであること（同項の四）」を旨として定めるとされている。</p> <p>・今回提案のあった上から3つの項目は概ね同規則と同様の趣旨であるが、4つ目の項目「客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を設定」は、同規則で定められている「客観的かつ科学的な知見に基づくもの」から大きく後退しており、不適切である。客観的かつ科学的な知見を「設定」するだけでは不十分であり、それらの知見に「基づき」基準を定める必要がある。</p> <p>・また、都道府県が定める基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）環境省」に記載の通り、「環境省令で定める基準（全国一律に適用）に上乗せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるもの」であり、道が定める基準についてもこの趣旨に沿って検討を進めるべきである。「基本的な考え方」は、単に同規則で定められている事項を並べるだけでなく（上述のとおり今回の案は同規則の内容よりも後退しているが）、北海道の実情に応じたものを設定すべきである。</p>	吉中委員

## 1 道基準の基本的な考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従って、まずは「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮」を確保するために、北海道の「自然的社会的条件」を検討・整理する必要がある。</li> <li>・北海道の自然的社会的条件として、環境の保全への適正な配慮を確保する必要がある項目は例えば以下の事項が考えられるのではないかと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自然環境・生物多様性    ✓ 景観    ✓ 観光    ✓ 農林水産業</li> </ul> </li> <li>根拠）・地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編） 環境省</li> </ul> </li> </ul>	
ix	「意見なし」の記載	5名
x	（記載なし）	1名
xi	未回答	3名

## 2 道基準設定の考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
i	<p>既に、第3回環境審議会で発言した通り。</p> <p>①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域について</p> <p>1) これも、結局、既存のあり方（法令と行政指導）を反復しただけのものにすぎない。少なくとも既存法令をなぞるだけでは、改正温対法の本来の趣旨にそぐわないことは、質問2で述べた通り。ゆえに、提案内容は不適切である。</p> <p>2) 行政指導は行政の裁量でなされるものであり、改正温対法における都道府県基準においては、透明性・法的安定性に欠けるものであり、その趣旨に適合しない。ゆえに、「行政指導」は入れるべきではない。</p> <p>②考慮対象区域・事項について</p> <p>1) 「法令や条例等の基準の遵守」は当たりまえのことなので、明示は不要。</p> <p>2) 「許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」も、当たり前のこと。</p> <p>3) 「地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域・事項」も、改正温対法21条7項のくり返しに過ぎず、内容に乏しく、実質的に道基準の「考え方」とはならない。</p> <p>○質問1との関連で—</p> <p>これも審議会で発言したが、結局、「道の基本的な考え方」が提案内容のように国の方針を反復するだけの抽象的・一般的なものであることから、このような既法令をなぞるだけのことしかできないのだと思われる。ゆえに、やはり質問1における小職の意見を十分に考慮されたい。</p> <p>理由) 上記のとおり</p>	児矢野委員
ii	<p>「①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」については、必ずしもこのような区域に限定すべきでない。</p> <p>理由) 道基準設定の考え方で示した区域以外にも、自然環境保全や住民の健康や安全性の点から再生エネルギーの建設には不適であると考えられる、地図の上でも指定可能な、あるいは定量的に指定可能な区域は多数存在するため。</p>	白木委員
iii	<p>道案は、国が示す「基準の名称」も「設定の考え方」もそのまま採用することはせず、国の基準を大きく緩和する方向で案をまとめられております。北海道は、なぜ国の基準を緩和しようとしているのか、どのような条件でどこまで緩和する予定なのか（限界）、環境保全との両立をどう担保しようとしているのか等について、まず北海道の基本的な考え方をご説明いただけると有難いです。北海道の考え方は、まだ審議会で十分に共有されていないと感じております。</p> <p>理由) （記載なし）</p>	鈴木委員
iv	<p>② 考慮対象区域・事項（案）地域の自然的社会的条件</p>	高橋委員



## 2 道基準設定の考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	理由) 地域の自然的社会的条件とは、具体的にはどのようなことをイメージしているのか、例示等での説明が必要となるのでは？	
v	別紙1-2(3/9)の土地の安定性への影響について、収集すべき情報として「土砂災害危険箇所」を入れるべき。 理由) 土砂災害危険箇所であっても必ずしも土砂災害（特別）警戒区域に指定されていなかったり、これから指定されたりする可能性もある。潜在的に危険性がある箇所なので。 別紙1-2(3/9)の土地の安定性への影響について、適正な配慮のための考え方に土砂災害だけでなく「水害に備えた」を加えるべき。 理由) ソーラーパネル設置が地被状態を激変させ、大雨時の流出量を増大させる危険性がある。	中津川委員
vi	基本的考え方が、具体的に何も示されていないので、全然ダメ。国の基準のコピペレベルで、北海道の特殊性や優位性が何も検討されていない。したがって、何を除外区域とすべきか、何を考慮区域とすべきかの根拠が全く不明であり、現状は、科学的、客観的にまったく説明できていない。 理由)（記載なし）	中村会長
vii	「考慮すべき」事項の考慮の対象は範囲の指定だけのようですが、施設を設置する場合は、「どのような考慮がなされたか」「メリットとデメリットをどう考えて合意形成に至ったか」などの経緯や意見などをのちのちまで参照できるようにする、ということを提示方法などに規定してほしいと思います。 理由) 地域の住民は入れ替わりもあるしこれから生まれてくる人もいます。先の世代まで含めて、どのような考慮がなされたのかについての情報提供を行うことは、それ自体が環境教育上の重要な教材でもあります。自治体のHPIにそういった情報をわかりやすく公開するようなことを含めてほしいと思います。	能條委員
viii	1) 【強い提案】アセスの専門家ではない人々に分かるような地目（土地利用形態）・目的別（例：水源・防災・景観・農地・山林等）に書くこと、また、想定される生成可能エネルギー別の考慮について明示的に書くことが望まれる。 2) どのようなものを想定するかを例示することは、住民等の関係者の理解を進め、適度の促進にとって望まれる。 理由) 現在の道案は、行政としての整合性について説明しているが、住民等の関係者との協議する際に、（道審議会で担当者が説明したような説明が無くても分かるような）住民等の関係者が理解出来るような考え方を示すことが望まれる。 長野県の事例（参考資料3として配布）の6頁の2つの例示は、適度の促進として、例示のようなものを追加する。	山中委員
ix	「都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第五条の四第2項）」定めることとされているところ、「促進区域に含めない区域」に関する道の基準は施設の種類ごとに定める必要があるのではないかと（7ページには「②考慮対象事項等」にのみ「施設の種類ごとに」と記載	吉中委員

## 2 道基準設定の考え方について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>されている）。</p> <p>根拠）・地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」の「設定の考え方」（案）は、以下の通り修文すべき。</li> <li>✓「環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、環境保全や防災上の重要性が特に高く、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域。」</li> <li>理由）・必ずしも「法令」に明文化されていなくとも環境保全や防災上の必要性が特に高い地域は数多く存在しており、それらの地域は「地域脱炭素化促進区域」から除外すべきである。</li> <li>・一例を挙げれば、何らかの規定や取り決め、基準、申し合わせ等民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られており「範囲が明確に定義され図示されて」いる地域（OECM・自然共生サイト）等についても環境保全上の必要性が特に高い地域であり、「地域脱炭素化促進区域」から除外すべきである。</li> <li>・「施設の設置を原則認めないこととしている」というのは全国一律の基準であり、北海道の自然的社会的条件を踏まえると、「環境保全や防災上の重要性が特に高く、その範囲が明確に定義され、図示されている区域」は「地域脱炭素化促進区域」から除外すべきである。</li> <li>・「行政指導」の意味するところ及び具体的な内容が曖昧・不明であり不適切である。</li> <li>・「② 考慮対象事項等」の「設定の考え方」（案）は、以下の通り修文すべき。</li> <li>✓「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域」</li> <li>✓「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項」</li> <li>理由）・「法令や条例等の基準の遵守」は当然のことであり、敢えて記載する必要はない。</li> <li>・許認可手続きを経ても許可されないことは、当然のことながら、あり得る。従って「許認可等手続きを経れば施設の設置が可能である」という表現は不適切である。</li> </ul>	
x	「意見なし」の記載	4名
xi	（記載なし）	1名
xii	未回答	3名



### 3 区域・事項の基準配置場所について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
i	<p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>ラムサール条約湿地 / 世界自然遺産 / 世界文化遺産 / ジオパーク、特にユネスコ世界ジオパーク（現在道内に2つあり）</p> <p>[変更先]</p> <p>① 保全区域に含めることが適切ではない地域</p> <p>理由）小職の示した基本的な考え方による。日本における国際約束（条約）の実施の文脈において、国際的に問題が生じうるため（例えば、少なくとも登録世界遺産については、「危機遺産」として国際的に批判される可能性あり。ラムサール条約湿地についても、条約と適合しない。）。ユネスコ世界ジオパークについても、国際的な枠組及び関連国際機関との関係で国際的な問題を生じうる。世界的な批判は、北海道の評判低下につながる。北海道の観光資源の文脈でも、悪影響を与えうる。以上の国際的な文脈における問題は、北海道だけの問題ではない。</p>	児矢野委員
ii	<p>専門外の者が、思い付きで配置を提案できるものではないと思います。個々の区域・事項について、それぞれ適切な専門家に照会し、他の都府県の配置案も参考にしつつ、時間をかけて慎重に配置案を練るべきだと考えます。</p>	鈴木委員
iii	<p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>さけます孵化場・養殖場</p> <p>[変更先]</p> <p>水の汚れによる影響 / 水の濁りによる影響 / 水温による影響</p> <p>理由）とくにバイオマス（糞尿系）付近における当施設の取水、ならびに稚魚放流への影響懸念</p>	瀧波委員
iv	<p>まずは基本的考え方をきちんとしてから、こうした検討をすべき。基本的考え方も整理できていない現状で、こうしたヒアリングはナンセンス。</p> <p>現状では、砂防指定地や地すべり危険地域が配慮事項にされているが、どうやって、何を自治体が配慮すれば、こうした危険場所に再エネが設置できるのか、具体例をあげて説明されたし。それができないならば、すべて除外区域にすべき。</p>	中村会長
v	<p>[全体的な意見]</p> <p>・別紙1-1、1-2及び1-3については、「地域脱炭素化促進区域に係る道基準について」、特に「道基準の考え方及びたたき台について（案）」を、地球温暖化対策の推進に関する法律、同法律施行規則の趣旨や考え方に沿って、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）環境省」や「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）環境省」なども照らしつつ、全体的に再検討した上で改めて作成すべきものであ</p>	吉中委員

### 3 区域・事項の基準配置場所について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>り、そのためには早急に関係審議会、部会等で慎重な議論を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下で記載するとおり、各区域の目的・役割は複数の「環境配慮事項」にまたがることから、分類方法、表の構成について再検討してはいかかが。</li> </ul> <p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>農林水産業への影響</p> <p>[変更先]</p> <p>①「環境配慮事項」に項目を追加</p> <p>理由) ・「都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類の種類、規模、その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第14号第五条2）」とされているとおり、都道府県は地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮事項とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の自然的社会的条件の重要な一つである農林水産業に対して適正な配慮を確保する必要がある。</li> <li>農林水産業が行われている地域を良好な状態のまま保持することが環境保全のために必須である。</li> </ul> <p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>砂防指定地 / 地すべり防止区域 / 急傾斜地崩壊危険区域 / 土砂災害特別警戒区域・特別警戒区域 / 河川区域</p> <p>[変更先]</p> <p>①「土地の安定性」</p> <p>根拠) 砂防法 / 地すべり等防止法 / 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 / 土砂災害防止法 / 河川法</p> <p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>農用地 / 漁業権設定水域 / 保安林 / 地域森林計画対象森林 / 重要里地・里山</p> <p>[変更先]</p> <p>①「農林水産業への影響」（追加する新しい環境配慮事項）</p> <p>根拠) 農地法 / 漁業法 / 森林法 / 森林法 / 生物多様性保全基本法及び生物多様性国家戦略</p> <p>[配置を変更する区域・事項]</p>	

### 3 区域・事項の基準配置場所について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>世界遺産地域 / 国立公園 / 国定公園 / 国指定鳥獣保護区 / 生息地等保護区 / 道指定鳥獣保護区 / 自然再生事業の対象区域 / Key Biodiversity Area (KBA) / Important Bird and Biodiversity Area (IBA) / 「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」 / 天然記念物 / 重要里地里山 / ラムサル条約登録湿地 / 重要湿地 / 道指定自然環境保全地域 / 道立自然公園 / 学術自然保護地区</p> <p>[変更先]</p> <p>①「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」</p> <p>根拠) 世界遺産条約、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護管理法、種の保存法、文化財保護法、漁業法、森林法 / 自然公園法 / 自然公園法 / 鳥獣保護管理法 / 種の保存法 / 鳥獣保護管理法 / 自然再生推進法 / 生物多様性国家戦略 / 生物多様性国家戦略 / 環境影響評価法 / 文化財保護法 / 生物多様性国家戦略 / ラムサル条約・鳥獣保護管理法・自然公園法 / ラムサル条約・生物多様性国家戦略 / 北海道自然環境等保全条例 / 自然公園法・北海道自然公園条例 / 北海道自然環境等保全条例</p> <p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>世界遺産地域 / 保護林 / 国立公園 / 国定公園 / 国指定鳥獣保護区 / 生息地等保護区 / 道指定鳥獣保護区 / 自然再生事業の対象区域 / Key Biodiversity Area (KBA) / Important Bird and Biodiversity Area (IBA) 天然記念物 / 重要里地里山 / ラムサル条約登録湿地 / 重要湿地 / 植生自然度8-10（「自然植生」もしくは「特に自然植生に近い植生」）の区域 / 道指定自然環境保全地域 / 道立自然公園 / 学術自然保護地区 / 記念保護樹木 / 民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECD・自然共生サイト）及びその候補となる区域</p> <p>[変更先]</p> <p>①「植物の重要な種及び重要な群落への影響」</p> <p>根拠) 世界遺産条約、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護管理法、種の保存法、文化財保護法、漁業法、森林法 / 森林法 / 自然公園法 / 自然公園法 / 鳥獣保護管理法 / 種の保存法 / 鳥獣保護管理法 / 自然再生推進法 / 生物多様性国家戦略 / 生物多様性国家戦略 / 文化財保護法 / 生物多様性国家戦略 / ラムサル条約・鳥獣管理法・自然公園法 / ラムサル条約・生物多様性国家戦略 / 自然環境保全法 / 北海道自然環境等保全条例 / 自然公園法・北海道自然公園条例 / 北海道自然環境等保全条例 / 北海道自然環境等保全条例 / 生物多様性条約・生物多様性国家戦略・北海道生物の多様性の保全等に関する条例</p>	

### 3 区域・事項の基準配置場所について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>世界遺産地域 / 保護林 / 国立公園 / 国定公園 / 自然再生事業の対象区域 / 重要湿地 / 重要里地里山（生物多様性国家戦略） / 道指定自然環境保全地域 / 道立自然公園 / 民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECD・自然共生サイト）及びその候補となる区域</p> <p>[変更先]</p> <p>①「地域を特徴付ける生態系への影響」</p> <p>根拠）世界遺産条約、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護管理法、種の保存法、文化財保護法、漁業法、森林法 / 森林法 / 自然公園法 / 自然公園法 / 自然再生推進法 / ラムサール条約・生物多様性国家戦略 / 北海道自然環境等保全条例 / 北海道自然公園条例 / 生物多様性条約・生物多様性国家戦略・北海道生物の多様性の保全等に関する条例</p> <p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>国立公園 / 国定公園 / 道立自然公園 / 自然景観保護地区 / 北海道・市町村景観条例指定地域 / 主要な観光動線・眺望点から眺望される区域</p> <p>[変更先]</p> <p>①「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」</p> <p>根拠）自然公園法 / 自然公園法 / 自然公園法・北海道自然公園条例 / 北海道自然環境等保全条例 / 各条例 / 観光立国推進基本法</p> <p>[配置を変更する区域・事項]</p> <p>国立公園 / 国定公園 / 自然再生事業の対象区域 / 道立自然公園 / 環境緑地保護地区 / 記念保護樹木 / 民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECD・自然共生サイト）及びその候補となる区域</p> <p>[変更先]</p> <p>①「主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響」</p> <p>根拠）自然公園法 / 自然公園法 / 自然再生推進法 / 自然公園法・北海道自然公園条例 / 北海道自然環境等保全条例 / 北海道自然環境等保全条例 / 生物多様性条約・生物多様性国家戦略・北海道生物の多様性の保全等に関する条例</p>	

### 3 区域・事項の基準配置場所について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>[変更を提案する理由・根拠（例）]</p> <p>【道立自然公園区域】</p> <p>北海道自然公園条例第1条で、道立自然公園の指定目的は「道内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、道民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」とされている。同条例で言う「利用」とは、例えば北海道自然環境保全課HP（<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/setup.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/setup.html</a>：2022.9.8確認）によれば、「その中でだれでも自由に風景を楽しみ、休養し、レクリエーションを行い、また動植物や地質などの自然を学べる」とされている。従って、同条例第一条で述べられている増進すべき「利用」には、「脱炭素化促進」は含まれていないものと解釈するのが適切である。また、道立自然公園区域内に「地域脱炭素化促進区域」を設定し「炭素化促進事業」を推進することは、同条例第一条で述べられている同条例の目的である「生物多様性の確保に寄与する」ものとは言えない。以上のことから、道立自然公園区域はその全域を「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。</p> <p>【OECM（候補地）】</p> <p>民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域(OECM)については、現在その考え方や我が国としての認定基準等が環境省を中心に整理・検討がなされているところと承知している。については、今後OECMとして指定される可能性のある候補地域については、日本国首相が国際的に約束した「30by30」達成に向けてもOECMとしての指定を優先すべきであり、「地域脱炭素化促進区域」の指定の対象から一律に除外しておくべきである。</p> <p>（参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討について <a href="https://www.env.go.jp/nature/oecm.html">https://www.env.go.jp/nature/oecm.html</a>（2022年9月8日確認）</li> </ul> <p>【Key Biodiversity Area】</p> <p>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の15は「陸の豊かさを守ろう」であるが、その指標の一つ（15.1.2）が「陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合」である。その中で、KBAは「国際基準で選定された、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域」とされ、その地域が保護区で網羅されている割合が同目標の指標と定義されている。従って、現在保護区に含まれていないKBAは速やかに保護区として指定することが必要であるが、そのためにもKBAは「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。</p> <p>（参考資料）</p> <p>外務省HP. Japan SDGs Action Platform.  <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2(metadata)_ja.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2(metadata)_ja.pdf</a>（2022年9月8日確認）</p> <p>【「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく鳥類への影響を考慮すべき区域】</p>	

### 3 区域・事項の基準配置場所について

No.	御意見（発言者のあいうえお順に記載しています）	発言者
	<p>「風力発電施設の計画策定にあたっては、「環境アセスメントデータベースEADAS」で公開されている「風力発電施設における鳥類のセンシビリティマップ」に基づき、「鳥類への影響を考慮すべき区域」として「注意喚起メッシュ」が示されている。「注意喚起」が必要な区域に「地域脱炭素化促進区域」を設定することは不適切であり、「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。</p> <p>【「環境緑地保護地区」「自然景観保護地区」「学術自然保護地区」「記念保護樹木」】</p> <p>これらは「良好な自然環境を形成し、その保全を計必要がある地域」として北海道が「北海道自然環境等保全条例」に基づき「自然環境保全地域等」として指定している地区や樹木である（北海道自然環境保全課HP <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html</a> 2022年9月8日確認）。同条例では、冒頭、「近時、科学や経済の進歩発展に伴い、天然資源の乱用が進んで自然界の調和が乱れ、単にすぐれた緑地や景観が損なわれるだけでなく、大気や水質が汚れ、災害によって生命や財産が失われるなど、人間の生活環境は著しく悪化している」という問題意識が述べられ、「われらは、いまこそ、自然の精緻(ち)な秩序とその貴重な価値に思いをいたし、われらとわれらの子孫のために、自然のもたらす恵沢を永遠に享受できるよう、ここに最善の努力を尽くす」という北海道の決意が高らかに謳われた後、第1条で「自然環境保全法(昭和47年法律第85号)その他の法令と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」が同条例の目的とされている。「環境緑地保護地区」「自然景観保護地区」「学術自然保護地区」「記念保護樹木」として指定することができる地区は、同条例22条及び第23条に各々以下の通り記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境緑地保護地区」 市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区</li> <li>・「自然景観保護地区」 森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区</li> <li>・「学術自然保護地区」 動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区</li> <li>・「記念保護樹木」 由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの</li> </ul> <p>以上のことから、これら自然環境保全地域等の区域内に「地域脱炭素化促進区域」を設定することは、同条例の目的である「自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止」することには寄与せず、むしろ「促進」することが懸念されるほか、各自然環境保全地域等の指定の趣旨とも相容れられるものではないと言える。従って、これらの北海道自然環境保全地域は、「地域脱炭素可促進区域」から一律に除外すべきである。</p>	
vi	「意見なし」「特になし」の記載	5名
vii	(記載なし)	4名
viii	未回答	3名